

平成23年第1回広域紋別病院企業団議会定例会会議録（第1日）

1 開会日時

平成23年3月23日（水）

開会 午前10時3分

2 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 一般質問 質問順位 1番 宮川正己君

2番 野村淳一君

日程第3 議案第1号 平成22年度広域紋別病院企業団一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第2号 平成23年度広域紋別病院企業団病院事業会計予算

日程第5 議案第3号 広域紋別病院企業団職員の退職手当に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第4号 北海道市町村総合事務組合を組織する市町村の数及び北海道市町村総合事務組合規約の変更について

議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する市町村の数及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

3 出席議員（10名）

議長 柴田 央 君

副議長 山川 孝義 君

2番 森本 秋嘉 君

3番 宮川 正己 君

4番 野村 淳一 君

5番 石田 久就 君

6番 山中 憲一 君

7番 小野 博實 君

9番 田村 高志 君

10番 舘山 光司 君

4 欠席議員（なし）

5 説明員

企業長 宮川 良一 君

広域紋別病院開設準備室長  
兼会計管理者 姫田 潤市 君

広域紋別病院開設準備室参事  
(病院建設担当) 高野 昭一 君

広域紋別病院開設準備室参事 久保田 政弘 君

広域紋別病院開設準備室参事 合田 英人 君

広域紋別病院開設準備室副参事  
(病院建設担当) 森谷 裕一 君

広域紋別病院開設準備室副参事 西田 尚市 君

広域紋別病院開設準備室副参事 伊藤 聖 君

広域紋別病院開設準備室副参事 鈴木 保智 君

○監査委員 斉藤 博哉 君

書記 斉藤 守 君

6 議会出席職員

書記長 佐藤 輝雄 君

書記 小笠原 昭廣 君

書記 佐藤 健吾 君

書記 田中 優二 君

一般質問通告

質問順位 1番 宮川 正己 君

- (1) 具体的な診療科目・治療の内容について
- (2) 2次救急医療の展開について
- (3) 20年4月各病院にまわされた患者について
- (4) 情報の開示について
- (5) 広域病院のガバナンスについて

質問順位 2 番 野 村 淳 一 君

- 1. 医師など病院の体制について
- 2. 病院の財政運営について
- 3. 新病院建設について
- 4. 災害拠点病院について

午前10時3分 開会

○議長（柴田 央君） ただいまより本日をもって招集されました平成23年第1回広域紋別病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は、ただいまのところ10名であります。よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、5番石田久就君、9番田村高志君の両君を指名いたします。

ここで諸般の報告を申し上げます。

佐藤書記。

○書記（佐藤健吾君） ご報告を申し上げます。

まず、本日の配付文書でございますが、本定例会議事日程、説明員等報告、一般質問通告書2件とじ込みを配付してございます。

次に、本日の議事日程ですが、日程第1から第6までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（柴田 央君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告者は、3番宮川正己君、4番野村淳一君の以上2名であります。

順次発言を許します。

3番宮川正己君、登壇を願います。

○3番（宮川正己君） おはようございます。

いよいよ広域紋別病院が4月1日にスタートいたします。まずもってこのことに中心となって取り組まれた宮川紋別市長をはじめ西紋の各首長の皆様方に感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

しかし、道内でも例を見ない広域連携による病院経営に期待が高まるとともに不安が存在するのも確かです。地域医療を取り巻く非常に厳しい実態からして、進むも地獄、引くも地獄の状態だと私は認識しています。この事業は、地域の命は地域で守るとの信念で取り組む事業であります。西紋管内全住民の英知と協力によりこの広域病院事業を全力で闘い抜き、成功させなければなりません。

そこで以下、何点かお尋ねをいたします。

1点目であります。

宮川企業長は、医師だけが地域医療を支えるのではなく、地域住民がともに支えるという視点が最も大切だと先日頃言われております。私も同感であります。しかし、病院の基本理念や構想については、我が紋別市議会でも示されましたが、市民が一番知りたがっている診療科目や診療内容の具体的な対応がどうなっていくのか、いまだ具体的に示されていないのが現状であります。いろいろな事情があったにせよ、市民への周知は全くなされていないといってもよい状況であります。

そこで1点目は、具体的な診療科目、治療の内容について、常勤医で対応するもの、非常勤医で対応するものも含めてお知らせいただきたいと思います。

また、これからの病院の広報についてもお知らせください。

2点目であります。

広域病院は2次救急にも対応できる病院を目指しておりますが、2次救急の対応はどのような展開になるのか、各市町村の1次救急とのかかわりも含めてお知らせください。

3点目であります。

平成20年4月から循環器内科の対応ができないということで、道立紋別病院から他病院にかえられた方が大勢います。遠軽だとか旭川だとか通院に非常に不便さを感じられておりますが、これらの患者の受け入れが元のおり可能なのか、またこれらの患者にどういう周知がなされるのかお知らせください。

4点目であります。

この広域病院事業は、地域住民がともに支えることが絶対条件であります。地域住民に支えられるためには、この広域病院が地域住民に信頼されるものでなければなりません。信頼されるためには、医師をはじめとした医療の充実のほかに徹底した情報公開が必要であると私は考えています。私は、江別市民病院の再生の取り組みを見ている、江別市民病院ではホームページを立ち上げておりますが、医療の充実とこの情報公開が支え合い、そして高め合うことができたと思っております。このようなことのほか、信頼のベースとなる広域病院経営の透明性を図るためにも、その活動状況、運営内容、財務資料等をホームページなどで積極的に開示することが必要だと思っておりますが、この点についての見解をお知らせください。

5点目であります。

この広域病院のガバナンスについてお尋ねいたします。

この広域病院企業団には、企業長以下の組織があり、それと西紋市町村の首長の会議があり、また我々病院企業団議会等があり、なかなか理解しづらい組織であり、わかりづらいのであります。民間の株式会社であれば、役員がその経営原案を取りまとめ、取締役会で決定し、物事を進めていくという図式が社会に定着し、わかりやすくなっておりますが、これに当てはめるとすると、この広域病院ではどうなっていくのでしょうか。企業長の役割と責任、西紋首長会議の役割と責任、議会の役割と責任等々について、役員会はどれを指すのか、取締役会はどれを指すのかなど、わかりやすくお知らせください。特に、大きな権限と責任を有する代表取締役社長はだれであるのかお知らせください。

また、この病院は医療の充実はもちろんであります。もう一方で絶対必要なことは安定した経営の確立であります。一日も早く赤字があっても垂れ流しが当たり前の公務員体質から脱却し、民間感覚による経営がなされなければなりません。そこで、私は業務監査権も与えた外部監査制度を導入すべきと考えますが、その見解をお知らせください。

以上で私の質問は終わりますが、再質問は留保いたします。

○議長（柴田 央君） 答弁を求めます。

宮川企業長。

○企業長（宮川良一君） それでは、宮川議員のご質問にお答えいたします。

1点目の診療科目等につきましては、常勤医14名が確保されました診療科としては外科をはじめ小児科、整形外科、消化器内科、産婦人科のほか循環器内科及び精神科は常勤医の配置に伴い診療が再開となると

もに、多様な患者さんのニーズに対応できる総合診療科が新たに診療を開始することとしております。

また、非常勤医の対応となる診療科としては、呼吸器内科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科、神経内科であります。このほか、各診療科の医師との連携により治療を行うこととなりますリハビリテーション科と放射線科があります。また、具体的な診療につきましては、各診療科とも専門医が担当しますので、患者さんの症状に応じて入院治療もしくは外来治療となり、本院で対応できない患者さんについては、他の2次医療機関及び3次医療機関との連携により患者紹介など、患者さんの状況に応じた対応となります。総合診療科の開設に伴い、専門的な治療まで至らない比較的症状の軽い内科系疾患の初期診療が可能になるなど、2次医療機関の機能が拡充され、より患者さんが来院しやすい病院になるのではないかと考えております。

また、広域病院の広報活動につきましては、昨年来、西紋5市町村においては各広報誌により新病院の概要等の住民周知を図っていただいたほか、現在企業団のホームページ立ち上げ作業を行っており、4月以降は新病院開設後の診療体制等については逐次広報周知を徹底してまいりますとともに、引き続き西紋5市町村に対して広報誌等への掲載を要請してまいります。このほか、札幌医大とタイアップし、医療シンポジウムを開催するなど、新病院の専門的な医療を含めて今日的医療を住民周知してまいりたいと考えております。

2点目の2次救急等の取り扱いにつきましては、現道立紋別病院においては循環器内科の引き揚げに伴い、平成20年4月から常勤医のいる診療科以外は休日、夜間の受け入れが休止状況にあります。小児科及び産婦人科は初期救急を経由しないで直接救急搬送を受け入れるところまで病院側は救急体制の改善を図ってきております。2次救急の全面的な受け入れは、常勤医の配置、とりわけ循環器内科、整形外科の複数配置が不可欠であるとの医療現場の声もあり、4月からは常勤医14名とはなりますが、再開に当たっては医師はもとより医療従事者の理解が必要不可欠となりますので、人員的に安定的な救急体制がとれるのか、院長をはじめとする医療現場と協議を深めて、一日も早い2次救急の全面的な再開に努めてまいります。

また、各市町村における1次救急の関係につきましては、仮に2次救急が完全に再開されたとしますと、休日夜間の取り扱いは急性期の入院治療を要する患者さんについては本院が直接救急搬送の受け入れを行い処置することとなりますが、入院治療を要しない症状の軽い患者さんについては、これまでどおり初期救急の対応となり、1次、2次の救急本来の役割を分担する形で実施することとなります。

3点目の他医療機関に移動された患者さんの取り扱いにつきましては、平成20年4月からの循環器内科の引き揚げに伴い、道立紋別病院から紋別市内をはじめ近隣の病院に紹介転院された多くの患者さんについては、その後非常勤体制であります。循環器内科の診療が開始されたことに伴い、転院されていた患者さんの一部が本院に戻ってきております。4月から循環器内科医が常勤化になりますが、転院された患者さんの取り扱いは、患者さん自身の判断によるものであり、本院からの積極的な患者誘導行為は医療法に抵触する恐れがあることからできないものと考えております。いずれにいたしましても、医師不足で、他医療機関に転院された患者さんの本院への受診率回復については、本院の医師の常勤化が最も重要であり、医師の安定的な固定化によって患者さんの受診率も徐々に高まり、通院に対する患者さんの負担が軽減されてくるものと考えております。

4点目の情報の開示につきましては、本企业団は地方自治法に基づき設立された特別地方公共団体であり、基本的には普通地方公共団体とほぼ同様の扱いで、運営に当たっては地方公営企業法及び地方公務員法

等、関係法令にのっとって運営することになります。したがって、業務状況等の関係書類の作成義務が企業団条例において定められており、決算状況等必要な事項は議会の議決を得て一般公表することになります。公表方法につきましては、広報誌あるいはホームページ、閲覧などにより適宜情報を提供し、地域住民と情報を共有しながら病院事業の透明性を図ってまいります。

5点目の企業団の企業長等の責任と役割につきましては、先ほども申し上げたとおり、本企業団につきましては地方自治法に基づく一部事務組合方式の特別地方公共団体で、普通地方公共団体と同様な自治体であると認識しております。企業団には、規約に基づいてそれぞれ執行機関、議決機関、諮問機関があり、執行機関は企業長を最高責任者に以下、企業団職員をもって執行組織を形成し、病院事業運営に係る予算を組み立て、議会の議決を経て事業運営を行うこととなります。また、諮問機関につきましては、西紋5市町村で構成する企業団でもありますので、条例に基づき広域紋別病院企業団理事会を設置しており、病院運営等に関する必要な調査や審議を行い、適正な運営が図られるよう連携支援体制をとっているところでありますが、病院事業の運営等の責任につきましては、基本的には執行機関である企業団となります。しかしながら、企業団の経費負担については、規約の定めるところにより、必要に応じて構成市町村が負担することになっており、理事会は常に安定的な病院運営が図られるよう、監視、指導、支援体制をとることになります。また、議決機関である議会につきましては、言うまでもなく病院事業にかかわる予算、条例などを審議し、決定を受けた上で執行機関が病院運営を行うことになるほか、運営状況等、適切かつ効率的に運営されているかどうか監視業務も担うなど、執行機関と議決機関は互いに牽制しながらも均衡を保ちつつ企業団の目的、すなわち2次医療機関としての医療機能の提供を図るために企業団の両輪として機能することになります。

また、外部監査制度の導入につきましては、企業団としては規約に基づき監査委員2名を選任しており、識見を有する方と議会選出の議員の両名により病院事業にかかわる例月及び定期の監査を執行していただき、適切な病院運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（柴田 央君） 宮川議員。

○3番（宮川正己君） どうもありがとうございました。14名のお医者さんでスタートできるということをお聞きいたしましたので安心をいたしました。この間の皆さんのご苦勞に敬意を表したい、改めて敬意を表させていただきますと思います。

1点だけ意見を申し上げたいと思いますが、5点目のうち、5点目の外部監査制度についてでありますけれども、今答弁のありましたように、私も規約についてのことで問題はないというふうに認識はいたしております。ただし、この病院は、私一番お金のことばかり心配して恐縮でございますが、赤字になったら困るわけでありまして、そのほとんど全部を負担することになる紋別市民としては大きな心配の種ということになっていくと思うのであります。ぜひ今から効率的な病院経営を進めるためにも、一方法ではないのかというふうに私は思っておりお尋ねをしたところでありまして、今後とも検討していただきたいというお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（柴田 央君） 次に、4番野村淳一君、登壇を願います。

○4番（野村淳一君） 私は、平成23年第1回広域紋別病院企業団定例会に当たり、先に通告いたしておりました順に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、広域紋別病院の医師をはじめとした病院の体制についてお尋ねします。

いよいよ広域紋別病院の開院が間近に迫ってまいりました。医療という安心を確保し、救える命は救わなければならない、地域の命は地域で守るとの思いが今形になろうとしています。医療崩壊が叫ばれ、厳しい経営状況の中で規模の縮小や民間移譲、指定管理などへ運営を転換する公立病院が時代の流れとなっっています。しかし、その流れにあえて逆らい、地域みずからの手で公立病院を再生しようと乗り出したその決意と覚悟をとどめることなく、住民も病院も行政も心一つに、そして総力を挙げて守り育てていく努力が何より必要です。すべての住民がその当事者として新しい病院づくりに参画することが大切です。そして、そのための働きかけが重要なのです。私は、この病院づくりを契機に新しい地域医療再生の姿を構築することができればと考えます。それは、まちづくりそのものだと思っているからです。小さなまちの大きな挑戦、この取り組みをみんなで支えるために、まず企業長の思いと決意をお聞かせください。

その上で、開院が迫ってきている広域紋別病院の体制がどうなっているのかお知らせください。

まず、医師の確保の現状と見通し、常勤医、非常勤医の人数と診療科について、次に看護師などの医療スタッフと事務職員の配置状況、割愛職員、道派遣職員、新規採用職員それぞれについてお知らせください。

さらに、企業長の配置について、その見通しをお聞きます。

次に、広域紋別病院の財政運営について、その基本的な考え方をお聞きます。

予算案を見ると、残念ながら新病院1年目から9億円を超える赤字運営となる厳しい見込みのようであります。確かに小児科や精神科など経営的に大変な診療科を担う公立病院として、とりたてて赤字のみを問題にするつもりは毛頭ありません。しかし、一朝一夕に財政運営が好転するものではないとしても、やはりその努力は必要だし、見通しと方向性を持つことが重要ではないでしょうか。そのためには、医師の確保が決定的だとしても、その確保に向けた努力とともに病院経営に何が必要なのか、住民に信頼され愛される病院づくりに何が大切なのか、常に検討し実践しなければならないだろうと思います。当面、安定的な病院経営に向けて何をしようとしているのか、その対策と対応についてお尋ねするものです。

次に、新病院の建設についてお尋ねします。

まず、新病院建設に向けたスケジュールはどうなっているのか、そして完成は何年の予定なのかお聞きます。

私は、この新病院建設に向けた取り組みそのものが本当に地域に愛され、将来にわたって維持できる病院となるのか、そのかぎを握っていると思っています。だれかがどこかで知らないうちに勝手につくった病院などという姿には決してしてはなりません。みんなで考え、みんなで作ったみんなの病院だと誇りの持てる病院でありたいと思います。患者さんが満足し、医師やスタッフのモチベーションが上がり納得してくれる病院づくりを目指す、その姿勢と努力こそがきっと多くの医師たちの心にも響くはずで。そのためには、確かに時間も手間も金もかかるでしょうが、惜しまずに取り組むべきだと思います。できるだけ住民参加で、できるだけ公開で、できるだけ説明責任を果たして建設作業を進めることを求めます。とかく取りざたされる建設場所の問題なども、その経過の中でおのずと集約され理解されていくと考えます。新病院の建設に向けた取り組みと見解をお尋ねするものです。

最後に、災害拠点病院に関して質問します。

今回の東北地方での大震災はまさに戦後未曾有の大災害となりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を祈念するものです。想定を

大きく超えた地震と津波であったとしても、この災害は多くの教訓を私たちに与えてくれました。その一つに、地域災害拠点病院の役割がありました。今もなお多くの困難を抱えながらも献身的に医療を支えている医師団の姿は、私たちに大きな励ましと畏敬の念を与えてくれました。それだけに、災害拠点病院の重要性とその役割の大きさを感じ得ずにはられません。万が一のとき、どういう体制でどういう任務と役割を持つのか、広域紋別病院の災害拠点病院としての位置づけと取り組みについてお尋ねするものです。

以上で私の質問は終わりますが、再質問は留保いたします。

○議長（柴田 央君） 答弁を求めます。

宮川企業長。

○企業長（宮川良一君） それでは、野村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の医師など病院の体制についてであります。初めに企業長としての思いにつきましては、1月の臨時会において申し上げたとおり、一言で申しますと地域の命は地域で守るという強い信念のもと、何としてもこの地域の中核的2次医療機関を再生しなければならないとの思いで、昨日より今日、今日より明日へと西紋地域の医療環境を整え、西紋地域住民が将来的にも安心して暮らせる地域づくりを実現してまいりたいと考えております。

また、具体的な病院の体制及び診療科につきましては、先の宮川議員のご質問にお答えしたことでご理解願います。

また、看護師等医療スタッフ及び事務職員の体制につきましては、医師及び事務職員を除く医療従事者等の配置総数は85名程度を想定しており、道職員を退職して来られる職員、いわゆる割愛職員が41名程度、新規採用職員が17名程度、開設時に不足する人員が27名程度で、現在割愛、派遣を含めて北海道と最終の調整協議を行っております。このほか、建設担当を含めた事務部の配置総数は15名程度を予定しており、これら職員の派遣方法についても、紋別市及び北海道と最終の調整協議を行っており、4月1日開院時には、必要な人員を確保し、スタートしたいと考えております。

また、企業長の見通しにつきましては、北海道から正式に企業団の設立許可がございました昨年の11月12日から選考作業に入っており、人選に当たっては病院経営にたけた人材が絶対条件となっておりますので、北海道をはじめ医療関係者とも十分協議を重ね、特定の人材に絞り込み、今日まで幾度となく面談、協議を行い、一定の内諾をいただいたところであります。私としては、4月の新病院開設と同時に新しい企業長のもとでぜひ広域紋別病院をスタートさせたいと要請してまいりました。しかしながら、何分にも先方の方の事情もあり、4月の着任は厳しい状況にありますことから、早い時期の着任を目指し要請しております。正式には企業団の規約ののっとり西紋5市町村の首長による共同任命行為を踏まえて決定することになります。

2点目の新病院の財政運営につきましては、私はやはり医師確保が最大のテーマであると思っております。かつて道立紋別病院が最盛期のころ、平成13年度から16年度にかけては20名以上の常勤医が配置され、病床利用率が70%以上で医業収益が30億円を超えた時期は医業収益比率も75%を超え、職員の給与比率も67%程度を維持し、経営的にも安定し、わずかな赤字で済んでいたと伺っております。しかし、このところの医師不足により、ここ数年は医業収益が大幅に減少し、職員の給与費比率が100%以上になり、医業収益をもって職員の給与を負担できないところまで落ち込んでおります。要するに病院経営の根幹をなすものは医業収益を増やすことにあると考えており、そのためには医師確保が何より重要となりますので、安定経営



のためには常勤医を年次的に増やしていくと同時に医療従事者等についても常にコスト意識を持たせ、患者目線に立てる職員を養成し、患者さんから信頼され必要とされる病院づくりを進めていかなければならないと考えております。

3点目の新病院の建設スケジュールにつきましては、現道立紋別病院は建築後36年以上経過しており、老朽化も著しく、時代に対応したユニバーサルデザインの施設とは言いがたく、患者さんの利用面においても不便な面が多々あると認識しており、一日も早い改築が望まれております。北海道との基本合意事項にも改築費を含んで98億円が交付されることになっておりますことから、本議会に提案しております基本構想等の委託料が認められ、順調に計画が進んだと仮定して、平成26年度には新病院をオープンしたいと考えております。

4点目の災害拠点病院につきましては、災害時の救急医療の拠点となる病院でありまして、現在道内2次保健医療福祉圏、21圏域において26カ所の災害拠点病院が指定されており、遠紋圏域は現道立紋別病院が指定を受けております。広域紋別病院においても、引き続き指定を受け、万が一の災害時に速やかに救急医療体制がとれるよう必要な資機材の整備など万全を期してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（柴田 央君） 野村淳一君。

○4番（野村淳一君） ご答弁ありがとうございます。

若干ちょっと確認程度で質問させていただきます。

最初に、病院の体制の問題であります。

まだ最終調整は残っているという状況でありましたが、しかし4月1日に向けて支障ないようにという努力がされているんだと思うんです。ただ、これ私、たまたま紋別のインターネットを見てまして、3月に入ってから臨時の職員の募集がされておりました。臨時看護師として11名とか、それから臨時薬剤師とか臨時放射線技師それぞれ1名とかという形で、臨時の募集でありましたんで、看護師さん11名ということは相当苦勞されてるのかなあという印象を実は受けておりました。その辺について、先ほどのご答弁とあわせてどのような状況なのか、もう少し教えていただけますか。

○議長（柴田 央君） 久保田広域紋別病院開設準備室参事。

○広域紋別病院開設準備室参事（久保田政弘君） お答えします。

今企業長のほうから職員体制等についてご答弁を差し上げたところでございますけれども、原則的に今現行体制でやってる部分を定数化して職員配置しております、看護師だとか薬剤師だとかもろもろの、検査技師も含めてでございます。それで、人件費等の圧縮等もございまして、すべて正職化できればよろしいんですけども、やはりコストもかかるということで、今の現病院についても相当数臨時職員を雇用しております。そんな中で、引き続き不足部分の看護師、それから事務職員等も含めて臨時でできる分は臨時対応ということで募集をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 央君） 野村淳一君。

○4番（野村淳一君） ということはあれですか、先ほどご答弁の中で医療スタッフなど85人というふうにご説明がありました。これは今言った臨時職員も含めてということでしょうか。

○議長（柴田 央君） 久保田参事。

○広域紋別病院開設準備室参事（久保田政弘君） 先ほどご答弁申し上げた点につきましては、基本的に正規の職員ということでございます。それで、北海道をやめて来られる方、それから北海道から応援をいただく部分含めての人数でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 央君） 野村淳一君。

○4番（野村淳一君） 最後になりますね。わかりました。

○議長（柴田 央君） 既に3回終わってますんで。

○4番（野村淳一君） あ、終わった。

○議長（柴田 央君） 以上で一般質問を終わります。

日程第3、議案第1号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

宮川企業長。

○企業長（宮川良一君） ただいま上程されました議案第1号平成22年度広域紋別病院企業団一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、北海道からの補助金が追加補正のため、既定予算総額に25億2,090万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億8,056万3,000円としたものであります。

以上で提案理由のご説明を終わりますが、詳細の説明につきましては担当室長よりご説明させていただきます。

○議長（柴田 央君） 姫田広域紋別病院開設準備室長。

○広域紋別病院開設準備室長兼会計管理者（姫田潤市君） それでは、ただいま上程されました議案第1号平成22年度広域紋別病院企業団一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

最初に、歳出からご説明いたしますので、歳出の事項別明細書をお開き願います。

2款総務費に25億2,090万6,000円を追加し、26億7,926万2,000円にしようとするもので、1項総務管理費、1目一般管理費、同額の追加で、内容は広域紋別病院企業団財政調整基金積立金の増であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、歳入の事項別明細書をお開き願います。

2款道支出金に25億2,090万6,000円を追加し、26億円にしようとするもので、1項道補助金、1目総務費道補助金、同額の追加で、内容は公的病院特別対策事業補助金の増であります。

以上でご説明を終わらせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 央君） これより議案第1号歳入歳出全部について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第1号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

宮川企業長。

○企業長（宮川良一君） ただいま上程されました議案第2号平成23年度広域紋別病院企業団病院事業会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、条文形式予算第3条の収益的支出予定額は22億3,100万1,000円を計上し、これに対応する財源は医業収益及び医業外収益などで措置し、予算第4条の資本的支出予定額は6,735万5,000円を計上し、これに対応する財源は企業債及び補助金などで措置しようとするものであります。

以上で提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当室長よりご説明させていただきます。

○議長（柴田 央君） 姫田広域紋別病院開設準備室長。

○広域紋別病院開設準備室長兼会計管理者（姫田潤市君） それでは、ただいま上程されました議案第2号平成23年度広域紋別病院企業団病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

本案の病院事業会計予算につきましては、地方公営企業法に定められた条文方式でありますことから、議案の条文に従いましてご説明いたしますので、議案第2号の病院事業会計予算をお開き願います。

初めに、第2条の業務の予定量であります。病床数150床に対し年間患者数は入院で2万75人、外来で7万8,080人を予定し、1日平均患者数は入院で55人、外来で320人を予定しております。また、主な事業は資産購入費等であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入において、第1款病院事業収益は22億3,100万1,000円を見込み、支出において、第1款病院事業費用は22億3,100万1,000円を計上しております。当年度収益は見込めず、医業外収益の補助金で収支の均衡を図っております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入において、第1款資本的収入は6,735万5,000円を見込み、支出において、第1款資本的支出は6,735万5,000円を計上しております。

なお、資本的支出に対応する財源とし、資本的収入に補助金を計上し、収支の均衡を図っております。

次ページをお開き願います。

以下、第5条から第8条につきましては、ただいまご説明いたしました第3条予算及び第4条予算の関連の議決事項であり、それぞれ予算に係る必要な事項を定めようとするものであります。

引き続き、予算説明書に基づき予算の実施計画をご説明いたしますので、お手元の予算説明書の3ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入におきまして、1款病院事業収益22億3,100万1,000円、1項医業収益12億8,706万4,000円、1目入院収益7億2,886万9,000円、内容は1日平均入院単価と入院患者数に基づく入院収益であります。

2目外来収益5億1,681万6,000円、内容は1日平均外来単価と外来患者数に基づく外来収益であります。

3目その他医業収益4,137万9,000円、内容は資産貸付収益のほか記載のとおりであります。

2項医業外収益9億4,393万5,000円、1目受取利息配当金2,000円、内容は預金利息等であります。

2目他会計負担金281万円、内容は紋別市ほか構成市町村の負担金であります。

3目補助金9億3,642万円、内容は北海道から交付された基金収入補助金等であります。

4目患者外給食収益25万円であります。

5目その他医業外収益445万3,000円、内容は医師等院外派遣収入のほか記載のとおりであります。

3項特別利益2,000円、1目固定資産売却益1,000円、2目その他特別利益1,000円、勘定科目の設定であります。

次ページをお開き願います。

次に、支出におきましては、1款病院事業費用22億3,100万1,000円、1項医業費用22億2,679万1,000円、1目給与費10億7,964万4,000円、内容は企業団職員の給料、手当ほか記載のとおりであります。

2目材料費3億3,411万1,000円、内容は薬品のほか記載のとおりであります。

3目経費6億8,085万1,000円、内容は委託料のほか記載のとおりであります。

次ページをごらんください。

4目減価償却費1億2,090万8,000円、内容は建物減価償却費のほか記載のとおりであります。

5目資産減耗費551万6,000円、内容は棚卸資産減耗費であります。

6目研究研修費576万1,000円、内容は医師等の研究研修旅費のほか記載のとおりであります。

2項医業外費用421万円、1目患者外給食材料費10万円、2目企業団議会費225万7,000円、内容は議員報酬など企業団議会運営経費であります。

3目企業団監査委員費55万3,000円、内容は監査委員報酬など企業団の監査執行経費であります。

4目消費税及び地方消費税130万円であります。

次ページをお開き願います。

次に、資本金収入及び支出であります。収入におきましては、1款資本金収入6,735万5,000円、1項企業債1,290万円、1目企業債同額で、医療機器等購入に伴う企業債であります。

2項他会計負担金1,290万円、1目他会計負担金、同額で、過疎債発行分相当額の紋別市負担金であります。

3項補助金4,155万5,000円、1目補助金、同額で、北海道から交付された基金収入補助金であります。

支出におきましては、1款資本金支出6,735万5,000円、1項建設改良費、同額で、1目建設改良費3,733万2,000円、内容は新病院基本計画等委託料のほか資本勘定支弁職員経費であります。

2目固定資産購入費3,002万3,000円で、医療機器等の購入経費であります。

以上、平成23年度の広域紋別病院企業団病院事業会計予算のご説明を終わらせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 央君） これより議案第2号について質疑を行います。

まず、議案第2号収入支出のうち支出について質疑を行います。

野村淳一議員。

○4番（野村淳一君） 支出についてであります。最初に初めての予算案ということで、私たちもこれをどういうふうに見たらいいのか、どう評価していいのか、なかなかまだよくわからないんですけど。ただ、私たちの手元で今直近でわかる資料というのは、平成21年度の道立病院の決算がありましたんで、それと比べて、それが妥当なんかどうかわかりませんが、若干ちょっと二、三点お聞かせいただきたいんです。

今回9億円余りの赤字ということで、これが道からの基金収入補助金という形で穴埋めして対応してるというふうに思うんですが、収入としては入院を55人という形で見ると、全体でこれ5億円余り、実は21年度道の決算に比べてたくさん増えているんです。これも本当に努力が必要だというふうに思いますが、同時に、支出のほうなんです。ちょっと委託金についてちょっと教えていただきたいんです。これが2億円余り支出

の予算が計上されていますが、道の21年度の決算見ると、委託業務という調べの中で紋別の道立病院は22件、委託業務を行って1億1,000万円程度の委託費というふうに計上されておりました。決算でそうなっております。それが倍ぐらいになっているものですから、いろいろと道から紋別市っていうか、いわゆる広域連合に移るっていうことでいろいろ費用もかかるのかなあとと思いますが、それについてまず1点教えていただきたいということです。

それからもう一つ、目で6番目、研究研修費なんです。この内容について教えていただきたいんです。先生方がしっかりと研修する、あるいはそういう学会などに大いに参加をしていただきたいというふうに思います。それについての内容について教えていただきたいなというふうに思います。

それと、ちょっとこの項目にどこに入るのかちょっとわからないんですが、現在道立病院には未収金というのがあると思います。相当減ってきているという話も聞きますが、累計で1億円を超すのではないかという話も聞きました。この未収金というのはどのような扱いとなっていくのか、広域紋別病院になった場合、この問題についてはどうなるのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

そして、ちょっと最後にですが、全体を通して1日当たり55人の入院患者ということになりました。病床の利用率というのはどの程度のものにまず予定されているのか、全体の収支の中で経常収支比率はどのようなものとなるのか、それも含めて教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 央君） 久保田参事。

○広域紋別病院開設準備室参事（久保田政弘君） まず、1点目の委託料の関係をちょっとご答弁をします。

野村議員さんおっしゃってる前年度というか21年度の数値等の比較で1億円程度増えてるという話なんですけども、私どもが北海道からいただいている数値につきましては、21年度については約1億5,000万円程度の決算ベースになってます。これは、恐らく本庁の経費だとかいろんな部分が整理された中で決算されてるのかなと。それで、単純に比較しますと約5,000万円程度増えております。

これにつきましては、今回委託料の関係で申し上げますと、例えば給食の委託料が今までは一部委託ということで調理だけ外注しておりました。それで、今回私どもが企業団として受けるに当たって全面委託ということで、そういった部分も経費が増えております。

それから、庁舎管理におきまして、ボイラー等、ボイラーの直営の職員が2名程度おりました。2名分については外注しておりましたが、これも広域病院を受けるに当たりまして全面委託という形で外注しております。

それから、広域病院という形で独立した形で経営をするということで、本庁サイドで今まで道庁はやってたんですけども、独立するということもございまして、1月の議会でも開設準備等経費を計上させていただいたんですけども、そんな中で例えば給与だとか財務だとか人事だとか、そういったシステムの管理料、それからパソコン等の整備することによって保守管理料、そういった部分も相当数上がっておりまして、そういった積み上げ数値がトータルで5,000万円程度前年度から比較しまして増えたと、そんなふうに理解しているところでございます。

それから、2点目の研修費でございます。

研修費につきましては、ここに研究研修費で576万1,000円、図書費が200万円、図書費については医学書等のお医者さんが使われる経費でございます。その他、研究研修費旅費328万6,000円、これが学会等の回数、それなりの皆さん内科系、外科系、小児科系、いろんな学会等がございます。そういった部分の参加経

費を見込んでおります。

それから、3点目の未収金の関係でございますけども、これにつきましては新しい病院は平成23年4月1日から新設オープンということでございます。それで、22年度の決算につきましては、未収金等は道の決算においてやるということもございまして、私どもは一切債権債務引き継いでおりません。そんなことで、未収金は見えておりません。

それから、4点目の病床利用率でございます。

病床利用率につきましては、55名の入院を見ておりますけども、約37%を見込んでおります。それから、収支比率でございますけども、経常収支比率が58.2、それから医業収支比率が66.3と、こんな形で見込んでおります。

以上でございます。

○議長（柴田 央君） 野村淳一君。

○4番（野村淳一君） わかりました。

最後にお聞きした病床利用率等でございますが、37%と、これはこれからの勝負だろうなというふうに思います。

ちょっとお聞きしたいんですが、公立病院改革プランというのがありまして、そして病床利用率70%云々かんぬんという前あったと思うんです。道立病院もそれに向けた改革プランというのをつくられていたんだと思うんですが、37%と厳しい出だしではあるんだと思いますが、こういう意味では公立病院の事業改革とかあるいは経営改革、プランづくりという意味では義務化されていないのか、それとのかかわりについてちょっと教えてください。

○議長（柴田 央君） 久保田参事。

○広域紋別病院開設準備室参事（久保田政弘君） 改革プランにつきましては、総務省の指導のもとに各公的病院が、改革プランを策定しております。これは、全国的には90%以上の策定率かと記憶しております。ただ、これにつきましては今野村議員さんがおっしゃった病床利用率の70%、これは過去の実績において3カ年平均の部分で策定義務が出てくるのかなど。私どももこれからの病床利用率等も当然決算等で総務省等にはご報告しますので、その時点で何らかの措置があるかもしれません。ただ、現段階としては策定しなければいけないということでは指導は受けておりません。

○議長（柴田 央君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第2号収入支出のうち支出についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号収入支出のうち収入について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第2号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

宮川企業長。

○企業長（宮川良一君） ただいま上程されました議案第3号広域紋別病院企業団職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、地方公務員等前職の在職期間を引き継げる対象職員に国立大学法人の職員及び一般地方独立行政法人の職員を追加しようとするものであります。

以上、提案理由のご説明といたしますので、ご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 央君） これより議案第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第3号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号及び議案第5号を一括議題といたします。

本案について一括提出者の説明を求めます。

宮川企業長。

○企業長（宮川良一君） ただいま上程されました議案第4号及び議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する市町村の数及び北海道市町村総合事務組合同約の変更につきましては、当該組合に広域紋別病院企業団の加入に伴い、当該組合同約別表第1の組合を組織する地方公共団体及び別表第2、共同処理する団体を変更しようとするものであります。

次に、議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する市町村の数及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更につきましては、当該組合に広域紋別病院企業団の加入に伴い当該組合同約別表第1の組合を組織する町村と一部事務組合及び広域連合を変更しようとするものであります。

以上で提案のご説明を終わりますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 央君） これより質疑を行います。

初めに、議案第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第5号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

初めに、議案4号について採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

平成23年第1回広域紋別病院企業団議会定例会はこれをもって閉会いたします。

午前11時2分 閉会



以上、会議録の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員